

ポートアイランド処理場改築更新等事業

落札者決定基準

令和4年 4月

神戸市

1 総則

本落札者決定基準は、神戸市（以下「本市」という。）が計画する「ポートアイランド処理場改築更新等事業」（以下「本事業」という。）の落札者を決定するための基準を示すものであり、入札説明書と一体のものとして位置付けるものである。

本事業を実施する落札者には、本事業の設計、施工、維持管理に関する専門的な知識やノウハウが求められるため、落札者の決定にあたっては、総合評価落札方式を採用し、入札価格のほか、入札価格以外の要素から総合的に評価する。

入札の参加にあたっては、本市の要求水準を踏まえたうえで技術提案を行い、その提案が適正であることが必要である。

2 落札者決定方法

（1）落札者決定の手順

落札者を決定する手順は、図-1 に示すとおりである。

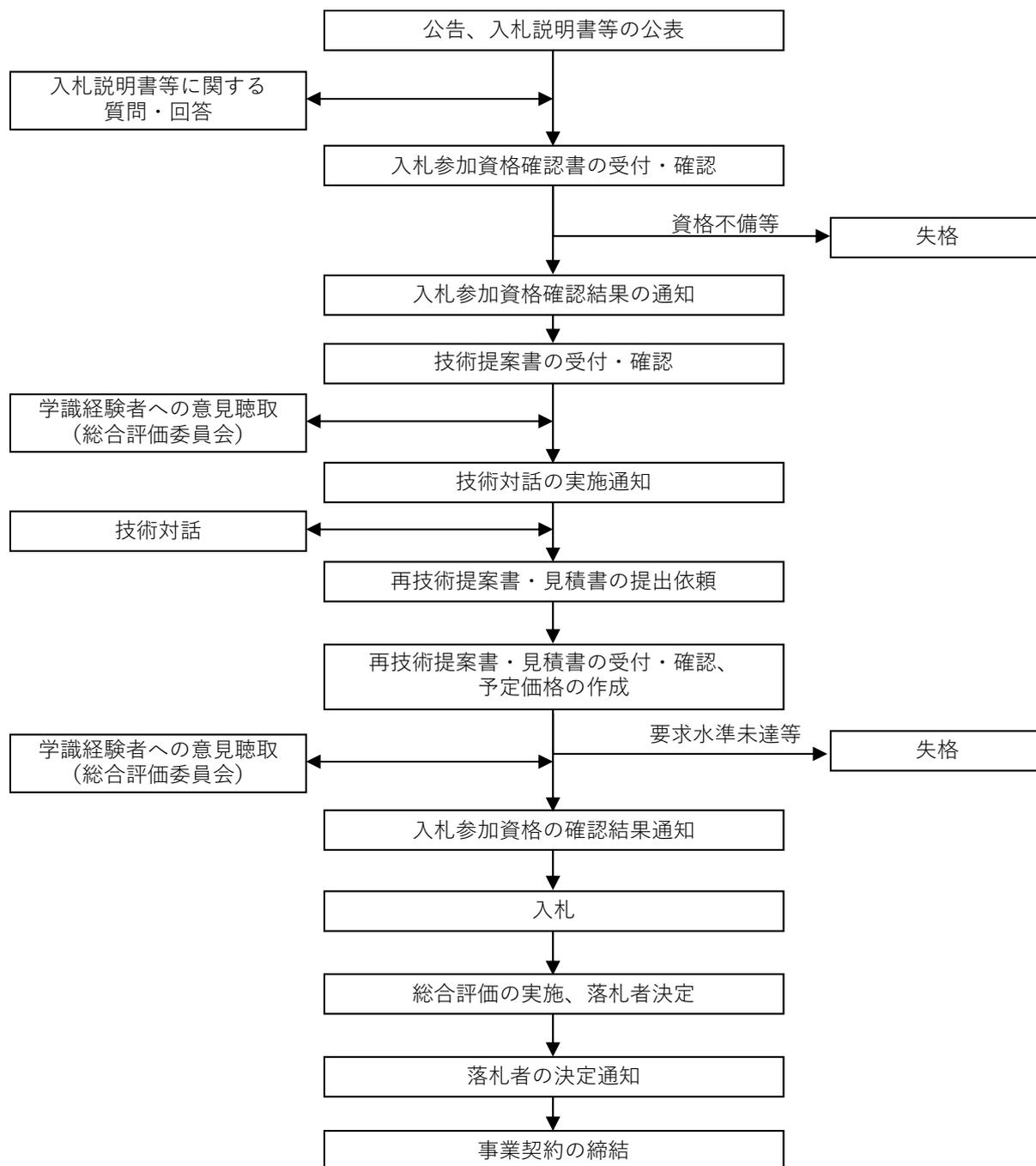


図-1 落札者決定の手順

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）の確認

入札参加者から提出された入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料により、技術提案に関する要件を除く入札参加資格を確認する。

入札説明書等に示す競争入札参加資格要件の具備が確認できない場合は失格とする。

イ 入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認

技術提案書（技術提案書に係る改善通知を受領した者にあたっては、再技術提案書。）について、各様式に記載された内容が、要求水準書に示す要求要件をすべて満たしていること及び実現性や安全性等に係る技術的所見が適性であるかどうか確認する。

技術提案の内容に要求要件を満たさない事項がある場合及び技術的所見が適正であると確認できない場合は失格とする。

(3) 入札

本市から入札参加資格（技術提案に関する要件）確認通知を受け取った入札参加者は、設計、施工及び維持管理の事業費（以下「入札価格」という。）について入札を行う。

本市は、入札価格が予定価格の範囲内であることを確認する。

(4) 総合評価

ア 技術評価点

入札参加者から提出された技術提案書等の内容に応じ、標準点と加算点を与え、合計点を技術評価点とする。

①標準点

入札参加者から提出された技術提案内容が、本市が示す最低限の要求要件を満たした場合に 100 点を与える。

②加算点

入札参加者から提出された技術提案内容に応じ、別紙 表-3 に示す評価項目及び配点に基づき、技術評価点を与える。

加算点は 50 点満点とする。得点化においては、小数第三位を切り捨て、小数第二位までとする。

評価には、定性評価と定量評価の 2 種類を用いる。

(ア) 定性評価：配点に応じて、5 段階または 3 段階評価により点数を付与する。段階評価の使い分けと得点化方法は下記とする。

なお、具体性がない提案や要求水準と比較して付加的な価値が認められないもの或いは乏しいものについては、優れているとは認めず加算しない。

① 配点が5点の場合は、5段階評価にて得点化する。

表-1 定性評価（5段階）基準

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている。	配点×1.00
A'	AとBの中間程度	配点×0.75
B	当該評価項目において優れている。	配点×0.50
B'	BとCの中間程度	配点×0.25
C	当該評価項目において優れているとは認められない。	配点×0.00

② 配点が3点の場合は、3段階評価にて得点化する。

表-2 定性評価（3段階）基準

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている。	配点×1.00
B	当該評価項目において優れている。	配点×0.50
C	当該評価項目において優れているとは認められない。	配点×0.00

(イ) 定量評価：提案数値を基に、各々定める評価方法により点数を付与する。

① 別紙 表-3 No10 の評価方法

下記の評価式により点数を付与する。

$$\text{評価点} = \frac{(\text{市基準値※} - \text{当該入札参加者の買電電力量})}{(\text{市基準値※} - \text{入札参加者中最小の買電電力量})} \times 3 \text{点}$$

※当該入札参加者が提案する買電電力量が、市基準値を上回る場合、本項目を評価しない。

② 別紙 表-3 No13 の評価方法

別紙 表-3 に示す評価式により点数を付与する。

イ 総合評価

本事業の総合評価は、除算方式により、次式で得る評価値をもって行う。総合評価点の算出にあつては、小数第四位を切り捨てる。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点 (標準点 + 加算点)} \div \text{入札価格} \times 10^8$$

(5) 落札者の決定

総合評価点が最も高い提案を提出した者を落札者に決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2以上あるときは、技術評価点が最も高い者を落札者に決定する。技術評価点の最も高い者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

表-3 技術評価点の評価項目及び配点

No	大項目	中項目	評価種別	内容	配点
1	理解度	実施方針	定性	本事業の目的・特性を踏まえた実施方針となっているか。	3
構成企業間の責任分担や連絡体制等が明確に示され、事業を効率的、安定的に実施する体制が構築されているか。また、市との連携方法等について工夫がなされているか。					
2	設計・施工	安定的な汚水処理	定性	既存水処理施設（土木躯体）の状況を踏まえ、安定的な水処理システムが構築されているか。 雨天時浸入水に対して、安定性・実現性のある対策施設が構築されているか。	5
3		施設計画	定性	地盤特性（沈下、土質、埋設物等）を踏まえた流入管の施設計画がなされているか。	5
				地盤特性（沈下、土質、埋設物等）を踏まえたポンプ棟本体（基礎工・仮設工を含む）の施設計画がなされているか。	
				更新する設備について、設置環境を踏まえた硫化水素対策や腐食対策、摩耗対策など、信頼性を向上させる具体的な提案がなされているか。	
				緊急時の各種機能の確保、災害リスクの軽減に対する工夫がなされているか。	
4	施工計画	定性	事業特性を踏まえた合理的な全体工程となっているか。	5	
			稼働中の既存施設に対して、更新の影響を考慮した施工計画となっているか。		
			土木・建築施設のひび割れ抑制や腐食防止対策がなされているか。		
			施工時の事故防止等について、適切な安全管理が計画されているか。		
5	維持管理性	定性	将来的な機器の搬出入や補修、日常的な維持管理性（維持管理動線等）を考慮したレイアウトとなっているか。	5	
			運転操作や管理が容易な設備機器及びシステムにより、維持管理性の向上が図られているか。		
			ICT等を活用したDXの取り組みにより維持管理の効率化が図られているか。		
			メンテナンス時の施設能力への影響を抑える工夫がなされているか。		
6	維持管理	運転管理	定性	効率的な人員配置、監視体制が構築されているか。 晴天時の流入水量・負荷変動を考慮した運転管理計画が構築されているか。	3
7		リスク管理	定性	不測の事態や天災時における、対応方針、実施内容、人的・技術的なバックアップ体制等が構築されているか。	3
				雨天時や異常水質流入時の対応が計画されているか。	
8		運営管理	定性	維持管理水準を満足するためにセルフモニタリングの工夫がなされているか。	3
				運転・保守管理等にかかる教育や研修により、技術力向上の取り組みがなされているか。	
9	保全管理	定性	本市のストックマネジメント計画を踏まえ、効率的かつ経済的な修繕計画となっているか。	3	
			長寿命化に配慮した保守点検等が計画されているか。		
10	環境対策	C02排出量削減	定量	省エネや創エネによる買電電力量削減の取り組みがなされているか。	3
11		周辺環境への配慮	定性	事業期間中（建設及び維持管理）において、周辺環境に騒音、振動、粉塵、濁水対策、臭気等の影響を及ぼさないための取り組みがなされているか。	3
12	企業の社会性	地元経済への貢献	定性	地元経済への貢献（材料調達、地元企業の参画等）がなされ、その費用効果について提案がなされているか。	3
13		建設・維持管理実績	定量	過去10ヶ年において、処理能力1万m ³ /日以上の下処理場の土木・建築工事、機械設備工事及び電気設備工事（新設、更新）の実績、高度処理を導入している処理場の維持管理業務を3年以上実施した実績について評価を行う。なお、対象とする下水処理場は、下水道法施行令で規定されている構造基準を満足する施設とする。 ・「土木・建築工事」「機械設備工事」「電気設備工事」「維持管理業務」のそれぞれで2件以上の実績を有する場合は、満点とする。 ・「土木・建築工事」「機械・電気設備工事」のどちらかの工事で2件以上、かつ、他方の工事で1件、「維持管理業務」で1件以上の実績を有する場合は、配点×1/2とする。 ・上記以外は加点なし。	3
14	その他	その他、特筆すべき工夫	定性	上記以外の項目について、特筆すべき工夫があれば定性評価する。	3
合計（50点満点）					50